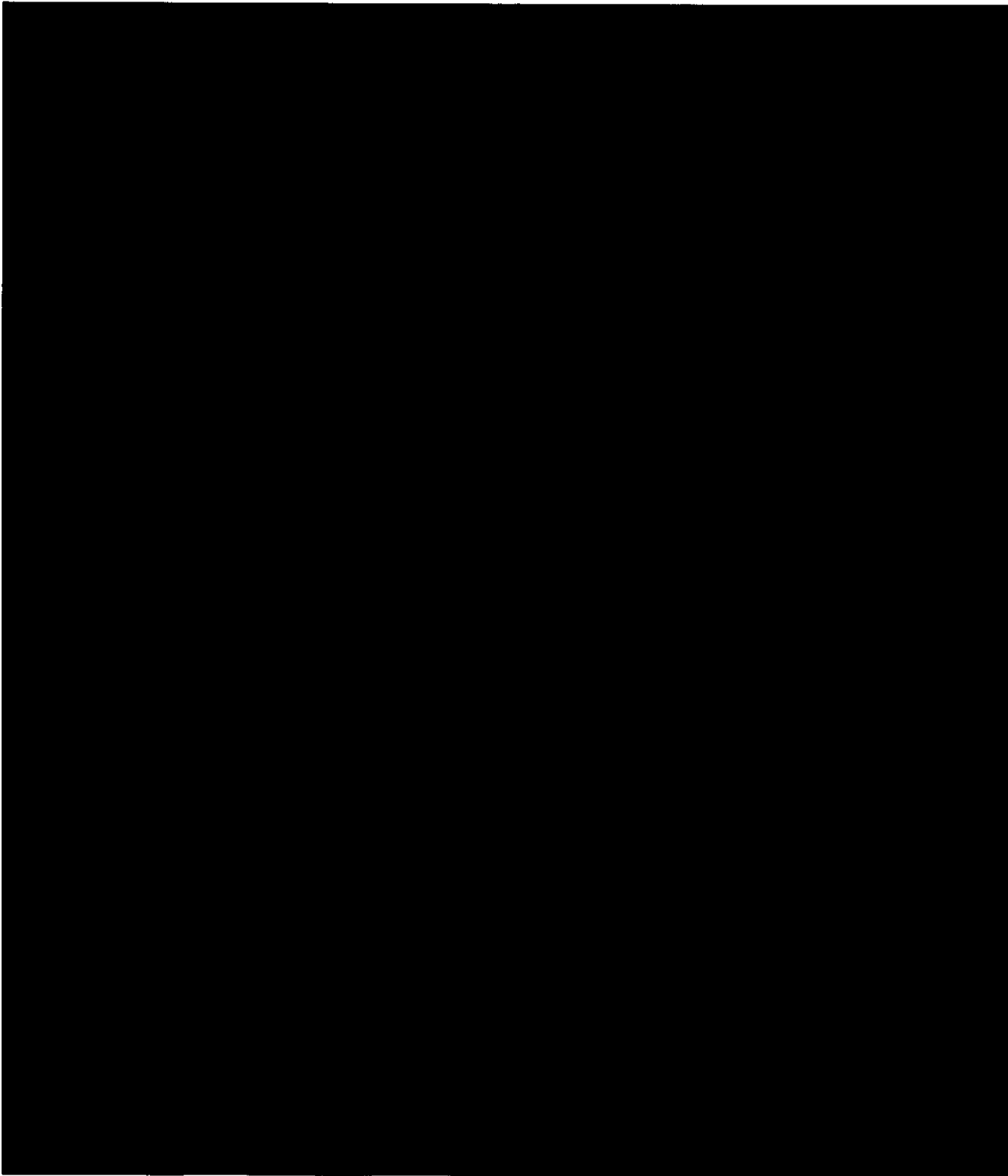
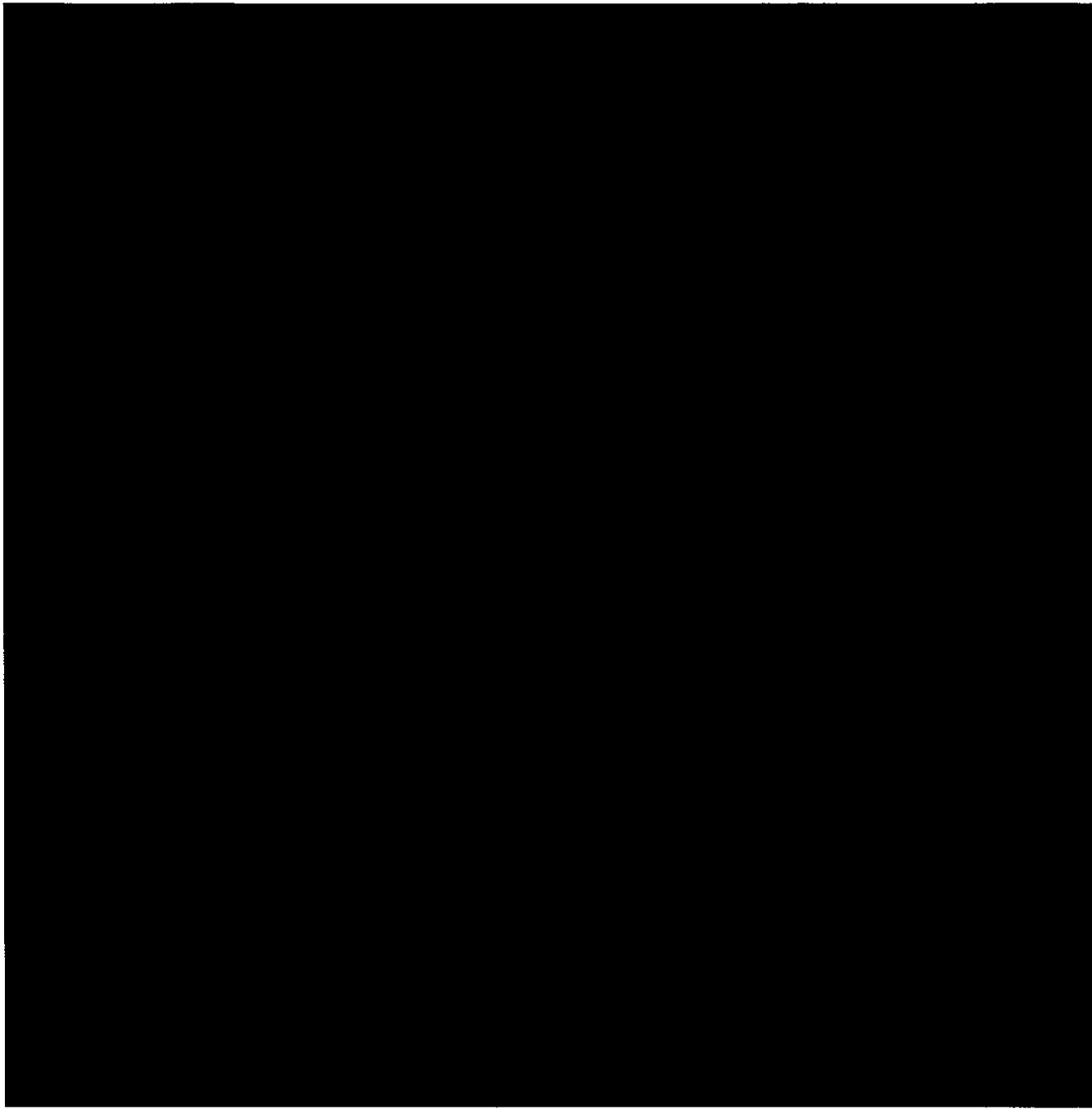


結果の通知の要否と人事配置上の支障との関係が必ずしも明らかでないが、対象職員があらかじめ結果の通知を希望しない旨の申出をした場合には、行政機関の長は対象職員にこれを通知しない旨の規定を追加することとする。

## 2 適正評価調査票（イメージ）について

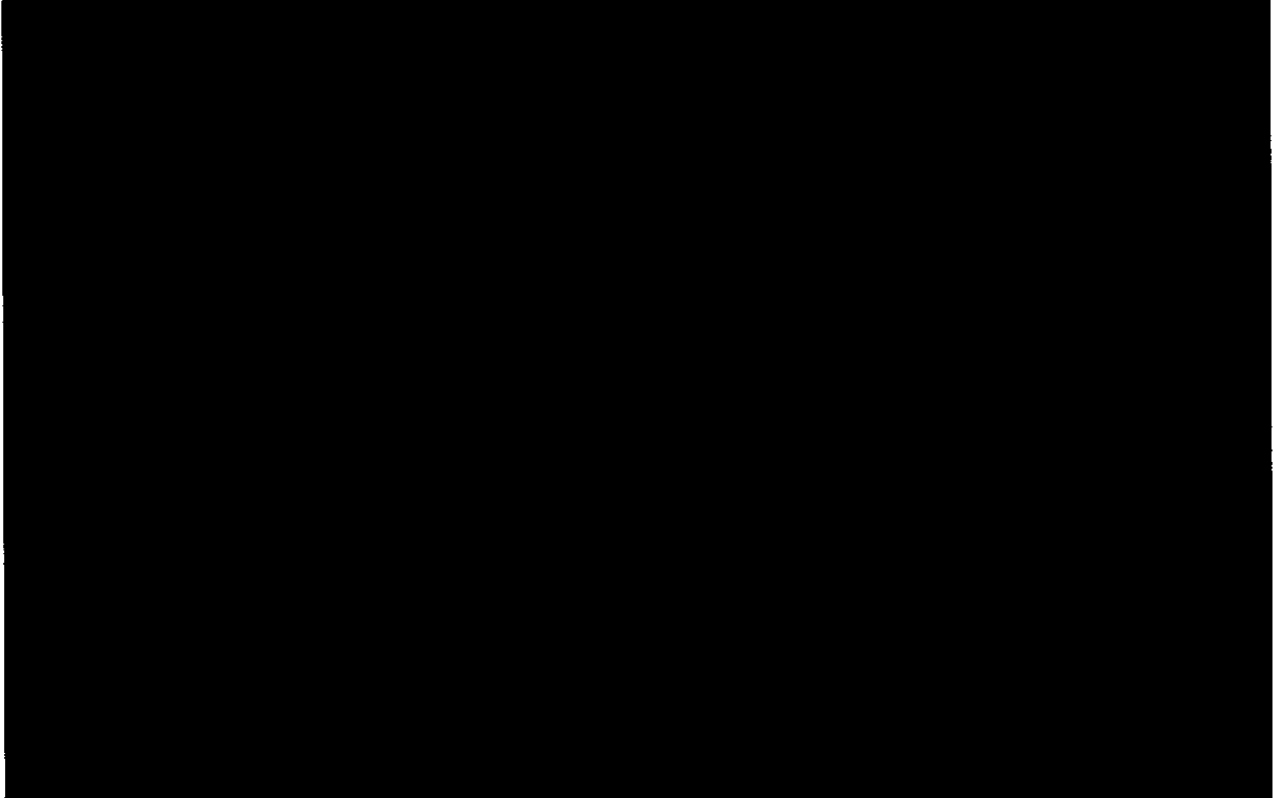




(丁)

等を考慮し、各行政機関が適性評価を行う部門を適切に判断することとなると考えている。

(5) 調査票（イメージ）について



防衛省 担当官 殿

事 務 連 絡

平成 23 年 12 月 12 日

内 閣 情 報 調 査 室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について（回答）

標記について、貴省からの 12 月 5 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第 8 条第 1 項関係



【回答】

第 8 条第 1 項第 2 号は、有識者会議報告書「第 3（秘密の管理）2（人的管理）(1)（適性評価制度）イ（適性評価の対象者）」の第 3 段落を念頭に置いた規定である。

暫定的な適性評価に関しては、本法制上位置付けていくか引き続き立法技術的な検討をしてみたい。

2 第 8 条第 2 項関係

部長用条文案第 8 条第 2 項に規定する「職員になることが見込まれる者」は、異動（出向に際し、一旦退職し、採用される場合を含む。）内示が出ている者のほか、国家公務員として新たに採用される者（新規採用となる者）も含まれるとの解釈でよろしいか。

この場合、「新規採用となる者は含まれない」との解釈であれば、その理由等を御教示いただきたい。

【回答】

貴解釈のとおりである。

3 第 8 条第 7 項関係

11 月 25 日に法制局に持ち込まれた条文案（第 6 回分）には、結果の通知について、

警察庁 担当官 殿

事務連絡  
平成23年12月19日  
内閣情報調査室

平成23年12月12日付け法制局持ち込み資料について（回答）

見出しの件につき、貴庁からの12月14日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第5条関係

第3項は、いかなる事態を想定しているのか教示されたい。また、同項第1号に規定する「取扱いの状況」及び第3号に規定する「留意すべき事項」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか教示されたい。

（回答）

同項は、12月14日各省送付に係る条文素案において削除した。

なお、同条文素案第5条第4項の「取扱いの状況」の具体的内容としては、特定都道府県警察における警察共有事項の管理の状況（例えば、当該警察共有事項を取り扱う職員の範囲など）、当該特定都道府県警察以外の者への当該警察共有事項の提供の有無などを想定している。

2 第8条関係

(1) 平成23年9月27日付けで質問を提出した際には、検討中とのことであったが、第8条第1項2号に規定する「政令で定める措置」のその後の検討状況如何。

（回答）

引き続き検討中である。

(2)

また、適性評価を実施する行政機関の長は、犯罪経歴に関する事項の調査を行うため必要がある場合、どの団体に照会を行うこととなるのか教示されたい。

（回答）

「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」について調査する事項の細目は、適性評価調査票（イメージ）を参照されたい。また、照会を行う団体については、引き続き検討中である。

(3) 第5項に規定する「政令に定めるもの」として具体的に何を想定しているのか教示されたい。

（回答）

論点ペーパー「調査事項について（案）」を参照されたい。

● 今回の当省からの再質問

- ① 第8条第9項第2号(12/16付部長用資料では第10項第2号)は、具体的にどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。

(回答)

適性の否定につながるおそれのある事情が認められた場合を想定している。

- ② 上記の回答は、当方の質問事項に記述したように「改めて、適性評価を行うことも可能」(相互乗入が可能)という趣旨か、それとも、他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならないのか御教示いただきたい。また、相互乗入が可能ということであれば、それは、契約業者の場合も同様か御教示いただきたい。



(回答)

「他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならない」という趣旨であり、御指摘の相互乗入を認めることは検討していない。

なお、異動先の行政機関の長が、出向元の行政機関の長が行った適性評価の結果を参考にすることは妨げられない。

2 新規質問

ア 第8条第1項第1号関係

適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名は政令で規定するとなっているが、各省庁共通事項として大臣秘書官(政務)の取扱いについてのお考えを御教示いただきたい。

(回答)

大臣秘書官(政務)は適性評価対象になると考えている。

また、適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名については、各省庁統一的なものとして政令のみに規定されることになるのか、それとも、例えば、防衛大臣補佐官など各省庁固有の官職については、各省庁の判断で適性評価の対象外とできるような仕組みとなるのか御教示いただきたい。

(回答)

各省庁統一的なものとして法令又は政令に規定することを考えている。

イ 第8条第8項関係

適性評価の結果の通知(主に適性を有しないと認めた場合)については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、申請者から個人情報の開示請求がなされた場合の「開示・不開示の判断基準」や「不開示とする場合の理由」を同法14条の規定に照らし

ことになるのか。

(回答)

内閣官房が収集する情報は、必要に応じて他の行政機関と共有されるものの、特別秘密指定後に共有されるに至る場合も考えられる。したがって、内閣官房が特別秘密の指定を行う場合、必ずしも他の行政機関の長の意見を聴くことにはならないと考える。

キ 「その意見を尊重しなければならない」には、特別の事情のない限りその意見の趣旨に沿って処置することが強く要請されているものと考えられるが、行政機関の長が、「行政機関についての・・・特に秘匿することが必要である」と判断した事項について、他の行政機関の長の意見により秘密に指定する必要性を認めなくなることがあっても良いのか。

また、これが良いということであれば、なぜ、秘匿することが必要と判断されたもの（保護する必要があるもの）について、特別秘密として指定しなくとも良いとの整理ができるのか。

(回答)

意見聴取の結果、例えば、他の行政機関における当該事項の取扱状況を把握して指定を見送る場合など、指定の必要性を認めなくなることがあると考えられる。

ク 特定行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重した上で、他の行政機関から伝達を受けた事項を特別秘密に指定した場合において、後に、当該事項を共有していた行政機関を絞りきれていなかったことが判明し、特定行政機関以外の行政機関に該当事項が共有されていた場合はどのように取り扱うのか。

(回答)

指定の要件充足性を検討する必要があるため、判明した時点で当該行政機関における当該事項の取扱状況を調査し、その結果引き続き要件を充足することが明らかになった場合には当該行政機関においても当該事項を特別秘密として取り扱い、要件を欠いていることが明らかになった場合には指定を解除することとなると考える。

ケ 防衛省が特別秘密に該当するとして事項指定した場合について、当該事項指定の後に、他の行政機関が該当事項を入手した段階（アのように外交ルートにより入手したものを含む。）では、それは特別秘密に自動的に指定されると当方は理解しているが、このような理解でよろしいか。このような理解でよろしければ、これを義務付けるような枠組みをどのように設ける予定か御教示いただきたい。

(回答)

当該事項が特別秘密に自動的に指定されるわけではない。

コ

この